本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　普通地方公共団体の委員会等が在宅勤務等手当の支給の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要することとした。（第一三二条関係）

2　普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から在宅勤務等手当を除外することとした。（第一七三条の四関係）

二　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る地方自治法施行令の規定を合併特例区の長等の損害賠償責任の一部免責について準用するための規定の整備を行うこととした。（第五〇条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第二八号）（総務省）

1　補償基礎額の引上げ

㈠　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を九、一〇〇円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げることとした。（第二条第二項第一号及び別表関係）

㈡　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第二条第二項第二号関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇銀行法施行令等の一部を改正する政令（政令第二九号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係

1　銀行の休日

銀行の営業所の休日について、本店等の一部の営業所のみを承認制の対象とし、その他の営業所については、届出制に変更することとした。（銀行法施行令第五条第二項第二号、第三号関係）

2　特定銀行代理業者の休日

特定銀行代理業者の営業所等の休日について、主たる営業所等の一部の営業所等のみを承認制の対象とし、その他の営業所等については届出制に変更することとした。（銀行法施行令第一六条の七第二項第二号関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令及び労働金庫法施行令の一部改正関係

銀行法施行令の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

三　その他

1　経過措置

所要の経過措置を定めることとした。

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十七号

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の四第二項及び第二百四十三条の二の七第一項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第四号中「扶養手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第百七十三条の四第一項各号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表第百七十三条の四第一項の項から第百七十三条の四第一項第二号の項までの規定中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月九日

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇」を「一二、五〇〇」に、「一三、三二〇」を「一三、三五〇」に、「一〇、六七〇」を「一〇、八〇〇」に、「一一、五五〇」を「一一、六五〇」に、「八、九〇〇」を「九、一〇〇」に、「九、七九〇」を「九、九五〇」に改める。